

一般社団法人 建設コンサルタント協会正会員入会手続きに関する規則

一般社団法人建設コンサルタント協会定款（以下「定款」という。）第9条第1項の規定に基づき、正会員として入会しようとする者（以下「正会員入会申込者」という。）が提出する入会申込書等について、次のとおり定める。

第1条 入会申込書及び添付書類の様式は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------|----|---|
| 一 入会申込書 | 様式 | 1 |
| 二 入会申込書に添付する書類 | | |
| (1) 創業等の沿革 | 様式 | 2 |
| (2) 支店、営業所及び登録部門 | 様式 | 3 |
| (3) 役員（常勤・非常勤）の略歴 | 様式 | 4 |
| (4) 役職員等の人数 | 様式 | 5 |
| (5) 直前2年の各事業年度における営業収入金額 | 様式 | 6 |
| (6) 業務経歴書 | 様式 | 7 |
| (7) 株主・出資者名簿 | 様式 | 8 |
| (8) その他参考となるべき事項を記載した書面 | | |

三 誓約書

第2条 提出部数等の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 正会員入会申込者は、入会申込書の正本1部（用紙寸法は原則としてAサイズとし、様式等の番号順位により一括し左綴じしたもの）及び入会の可否を決定するために必要な添付書類で別に指示する部数の写しを協会事務局に提出して行うものとする。
- 二 定款第9条第2項の規定に基づき、理事会が入会の可否を決定するまでの間に入会申込書（様式1）に記載した事項又は添付書類中の重要な事項に変更があったときは、その変更事項が該当する当該様式により速やかに会長に届け出るものとする。
- 三 正会員入会申込者が正会員となった後、入会申込書（様式1）中の商号及び名称、代表者氏名、住所又は電話・FAX番号に変更があったときは、任意の様式により速やかに会長に届け出るものとする。
- 四 入会の審査結果については、常任理事会の審議後、協会事務局から通知するものとする。

附 則

- 1 本規則は、平成23年4月28日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の定款第9条の規定による承認を受けている正会員については、この規則により入会の申込みがなされたものとみなし、第2条第3項の規定を準用する。
- 3 社団法人 建設コンサルタント協会正会員入会手続きに関する規程（平成11年5月17日）は、廃止する。

（平成23年4月28日 理事会議決）

入 会 申 込 書 記 入 要 領

(一社) 建設コンサルタント協会

下記について、留意のうえ入会申込書の作成をお願いいたします。

様式番号	記 入 欄	留 意 事 項
様式 1	代表者名 常勤役員である技術士 推薦会員者名 欄外	1 役職名と氏名を記入する 2 技術士の登録部門は、建設コンサルタント登録規程に係る部門を記入する。 3 左側は、運営委員から推薦された会員者名を記入し、右側は、それ以外の会員者から推薦された会員者名を記入すること。 *書きを参照のこと。
様式 2	欄外	*書きを参照のこと。
様式 3	欄外	*書きを参照のこと。
様式 4	最終学校学科名 職歴 欄外	1 学校教育法上の大学院、大学、短大、高専、高等学校を記入する。専修学校は除く。 2 最終学校の卒業時から現在までの年月日順に経歴を記入のこと。 3 入職、退職の年月日を明記のこと。 *書きを参照のこと。
様式 5	職員数 資格技術者数 欄外	1 建設コンサルタント業務に従事している役・職員数を記入 2 技術士又はR C C Mの資格技術者は、各登録部門ごとに登録している者の延べ人数を記入する。 *書きを参照のこと。
様式 6	2 事業年度の営業収入金額	1 営業収入金額は、前々年度分及び直前年度分の2 事業年度について記入する。 2 現況報告書の金額を記入すること。
様式 7	業務の内容 業務内容の契約期間 欄外	1 原則として契約件名を記入すること。なお、業務内容が不明確な場合は、補足すること。 2 契約金額は、当該年度内に完工して営業収入金として計上したものを実績とするので、ここに記載する主な業務内容は、契約期間内に終了したもののみ対象とすること。 *書きを参照のこと。
様式 8	欄外	*書きを参照のこと。
誓約書		代表者欄は、代表印を押印すること。
(参考)	様式－4 に準じたもの	技術管理者の略歴を記載
(参考)	様式－6 の別表	コンサルタント業務等の内訳を記載